

弁理士倫理委員会委員長の記



小池 龍太郎（稲門弁理士クラブ）

1. 本屋の店先には倫理に関する本が幾つも並べられるようになった。私の書棚にも、著者からの寄贈本のビジネス倫理、技術者倫理といった主題の本が4冊も、私が30歳前後に読みふけたモンテニユの随想録のほか、いずれも弟子たちが師の教えについて平易に書いた書物である、新約聖書、正法眼蔵随聞記、歎異抄などと一緒に並んでいる。
 2. 倫理（エシックス）と道徳（モラル）とは洋の東西を問わず言葉こそ違っているが、おおまかに言って同義語と解してよいと倫理学の教科書にあることだし、日常の言葉使いもそのようになっている。孔子や孟子といった大昔の聖人仁徳者にとってはごくごく自然に徳行ができたのであろうが、私のような凡人にとっては、努めて徳行するのであって、加えてとっさのときなど善い行いが何気なくできるということなど至難な業というほかはない。まことに、モンテニユの言うように、徳とか善とかの行いというものは、する者にとって、極めて残酷なもので、残酷さのない徳行は考えられない。
 3. 技術士という制度は、イギリスの Chartered Engineer にならって科学技術庁が創設した制度である。世界的に専門職業人の生涯教育（Continued Professional Development）が言われて、これに文部省が取り組んでいたところ、両省庁の併合が決まったあたりから、CPD の試行が(社)日本機械学会に委嘱され、そこでのカリキュラム“技術者倫理”の講師陣の一人として、CEng である私は世界の職業人の倫理を勉強する立場となっていた。そんなことが、丸島儀一、木下實三両氏に続く三代目委員長に推された理由にあるようだ。
 4. 日本弁理士会会員は、特段の事情がない限り、会務の依頼を断ることができないとする倫理規範がある。本年度弁理士倫理委員会の諮問事項には、倫理事例集の作成、他の士業との比較、倫理研修の今後の進め方などを検討することがあり、このほか複数件の、会員からの問合せにお答えする処理を済ませた。この種の問合せをされた方々とお話をすると、日本弁理士会もしくは弁理士倫理委員会からの書面による回答を求めておられる。が、担当副会長は倫理が極めて人の内心の問題であって、一元的な答がないことを言われるし、成文規程に照らして違反するか否かの判断以上のことはしないとする立場をとっている。あまんなじくは私は、それでは会員がお困りであろうことを推察し、私ならばとるであろう行動を私的に速やかにお伝えすることとしている。この種の相談が、従業員である弁理士をかかえている事務所の所長さんからのときには、なんで御自身で判断されず、他者の意見まで求めてこられるのか、自律性はどうなっているのかという思いをもたせるときに、そうしている。相談の中には、よくあることだが、真の発明者でないものを発明者に加えたため、後の両当事者間での争いに悩まされるといったものなどがある。
- 弁理士倫理講座（新人研修を含む）の講師を正副委員長は務めなければならないから、言うなればお断りのできない残酷な目に会うことになり、そんなことさせるならやめさせてもらおうとまで言い出す某クラブ推薦の副委員長もいて、この人を説得するというおまけの苦行までついていたのが倫理の委員長という立場である。

5. もうすでにほとんどの会員が受講済みの、新弁理士法下での義務研修で配布されたテキストは、初代丸島委員長（稲門弁理士クラブ）が短時間でまとめられたものを基礎とし、二代木下委員長が並べ替えと表の追加をされたものである。私はその誤植を訂正して、二月開催の新人研修でも使用することとした。

この義務研修を受講案内では受講につとめるように勧めてはいるが受講しないときの罰則規程は明らかでない。また講義に対する質問は受付けないとしている。この理由は、どうやら、講師が答に窮すること、質問ではなく長々とした意見陳述となる恐れがあって、そうでなくてもテキスト全部を説明できない時間不足の弊害を心配してのことのようである。私は講義の終わりに意見や質問を事務局に送って欲しい旨を申し上げたところ、ある弁護士弁理士の方から貴重な御意見を頂戴できた。なんとこれ以前にはこの種のお便りは一つもなかったという。御指摘の中には、利益相反行為の限界事例の説明以外に、もっと大切な、会員各自が認識すべき事例があるではないかとする趣きのことがあった。仰せの通りであるが、弁理士倫理委員会関係者の大勢は法、会則、会令に触れていなければ良いとする立場をとる。ノーベル平和賞の佐藤栄作総理が「政治家は法律に違反しなければよい」と豪語されたその名残りが支配的であるとすると、「法は道德の最低限」というローマ法の法諺に照らして、極めて低いしきい値となっていることを憂慮する。三百代言といわれた百年ほど昔の弁護士は、徹底して性悪説に立ったと思われる倫理諸規程をもっているの対照的に、弁理士制度は、その名前から理を辯ずるのではなく辨えるものとし、性善説に立った制度を定めてくれたようで、義務と罰則とがきちんと対になっている制度規程は作られていないし、大局的にはそれで十分に間に合っていたと私には見える。

6. 特定侵害訴訟の代理権が条件付きで弁理士に与えられることとなり、必須である能力担保研修には法曹倫理という特許庁が用意した特別なカリキュラムが設けられているが、それに加えて、付記登録した弁理士にはさらに弁護士会の制度にならって義務研修を課すべきとする意見が、弁護士、弁理士会研修所担当部会にあると聞く。

鐵道省が東京の電車(省電)を走らせていた頃、鐵道營業規則には禁煙の規程はなく、電車内は一行一文字の縦書き(つまりは右からの横書き)で「禁煙」としてあった。罰則などない。それでも私の幼少の昭和10年代には、電車内で煙草を吸う人などはいない禁煙慣習が何十年もかけての未定着していた。今言われている優先席や携帯電話の使用禁止もやがて前例のように定着するように私は期待する。区間が連続しない二つの乗車券を使うサツマノカミ只乗りは、はさみを入れた乗車券は途中下車を除いて鐵道施設外に持出してはならないとする規則に反して、かなり行われていたように聞く。もっとも昨今では自動改札集札機が普及して、入場記録なしの乗車券での出場ができなくなった。私はこれらの中に、真にユニークな日本的な文化が見えると感じている。規程がなくても定着して行く公序良俗と、不正行為ができない智慧の仕組みを考えていく我が民族の素晴らしさを見失いたくないのである。時代の変化のために、また、会員数が増していく日本弁理士会を思って、会の執行部門の一部では懲罰制度の強化で対処しようとしているやに見える。伝統的な性善説の立場を消してよいのだろうか。たとえば、アメリカの医科大学で卒業式にするヒポクラテスの誓いの儀式の類は、弁理士登録時に導入できないものなのであろうか。

7. 私の脳裡に今あることは、早稲田大学の恩師から教えられた松尾芭蕉の弟子の去来が書いた味わいのある薄い本、『去来抄』のことである。先人の教えがここでもまた鋭く指摘されている。今こそ現代の弁理士が百年前に制度を築いていった先人の性善説を継続して維持するという至難な営みを遂げなければならないと念う。